

# **魚沼市地球温暖化対策実行計画**

**【事務事業編】（市役所編）**

**～ 第3次魚沼市役所環境配慮実践プラン ～**

**令和3年度～令和12年度**

**令和3年3月  
魚 沼 市**

## ■目次

はじめに	P 1
<b>第 1 章 計画策定の背景</b>	<b>P 2</b>
(1) 地球温暖化問題	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
<b>第 2 章 計画改定の趣旨</b>	<b>P 4</b>
(1) これまでの改定の経緯及び旧計画の概要	
(2) 温室効果ガスの排出状況	
(3) まとめ	
<b>第 3 章 基本的事項</b>	<b>P 8</b>
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 温室効果ガス排出量の算定方法	
(5) 計画期間（第 3 次）及び基準年度	
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け	
<b>第 4 章 温室効果ガスの排出削減目標</b>	<b>P10</b>
(1) 温室効果ガスの削減目標	
<b>第 5 章 目標達成に向けた取組</b>	<b>P11</b>
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
<b>第 6 章 進捗管理の仕組み</b>	<b>P14</b>
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
<b>&lt;参考資料&gt;</b>	<b>P 15</b>
○温室効果ガス排出量の算定式	
○排出係数一覧	
○魚沼市 L E D 照明導入指針	
○魚沼市グリーン購入基本方針	
○魚沼市グリーン購入調達方針	
○魚沼市ごみの分類（7 種類 11 分別）	

はじめに

～職員のみなさんへ～

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地方公共団体の施設から発生する温室効果ガスを削減するための計画（事務事業編）を策定することが義務付けられているため、市では、平成 28（2016）年 3 月に「魚沼市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～第 2 次魚沼市環境配慮実践プラン～」を策定し、温室効果ガスを令和 2（2020）年度までに平成 25（2013）年度比 9%の削減を目標として取組を進めてきました。

このたび、第 2 次計画期間終了や、令和 2（2020）年 5 月に市役所新庁舎が完成し、分庁舎方式から本庁舎へ業務を集約したことにより、電気料金をはじめとする光熱水費や、庁舎間の移動で使用していた公用車の燃料使用量と走行距離に影響が及ぶことを考慮して、「魚沼市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～第 3 次魚沼市環境配慮実践プラン～」を策定しました。

新庁舎は、環境に配慮した庁舎として、雁木テラスや 1 階執務スペースの天井に大白川地域のスギ材を使用しています。地元産の材料を使用することで、輸送時に排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが削減されます。さらに、公用車車庫棟には、太陽光パネルと蓄電池の設置、庁舎敷地内にソーラー街灯を設置したことにより、二酸化炭素の排出抑制、再生可能エネルギーへの一部転換が図られました。

今世界では、気温の上昇に伴い気候が大きく変化し、自然環境や生活環境に大きな影響を及ぼしています。我が国でも気候変動による影響の評価で「水稲」、「果樹」、「病害虫・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等が、重大性、緊急性、確信度が高いと報告されています。令和 2（2020）年 10 月には、首相所信表明演説において、2050 年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする宣言をしました。こうした目標を達成するためには、私たちの行動が地球の温暖化防止につながっていることを認識し、事業所として地域の核となり率先的に行動していくことが必要です。

温室効果ガス排出量の大幅削減にあたっては、低炭素化に向けた施策を今後も推進していくことが必要であり、この実践結果については、引き続き内外へ向けて公表していきます。

職員のみなさん、ぜひ一丸となって取組を推進していきましょう。

令和 3 年 3 月

魚沼市環境配慮実践統括責任者  
魚沼市長 内田 幹夫

## 第1章 計画策定の背景

### (1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは、二酸化炭素などの熱を吸収する性質を持つ温室効果ガスが、私たちの日常生活や事業活動などの社会的活動によって大量に排出されることにより、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象です。この現象は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障上の問題と広く認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

地球温暖化によって、気候が変化し、様々な影響が起こる現象を気候変動といいます。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、地球温暖化を防止することは、人類共通の課題となっています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

国際的な動きとしては、平成27(2015)年9月にニューヨークで開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を令和12(2030)年に向けて総合的に解決する強い意志が共有されました。同年12月には、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。この協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を目的として掲げました。先進国に限らず、すべての参加国に対して温室効果ガス削減・抑制目標を定めることが求められ、新たな枠組みでの地球温暖化対策がスタートしています。

さらに、平成30(2018)年に国連の気候変動に関する政府間パネル(ICPP)特別報告書において、気候変動による影響を抑えるには、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低い1.5℃に抑えるために、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量をゼロにすることが必要とされました。

#### 【参考】持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)とは、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。SDGsは、持続可能な世界を実現するための17の目標と169の達成基準から構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。



### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

我が国では、パリ協定の採択を受け、平成 28（2016）年 5 月 13 日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づいて策定する我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。中期目標として、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26%削減、長期目標として、令和 32（2050）年度比で 80%減と大幅な削減が求められています。さらに、令和 2（2020）年 10 月の首相所信表明演説において、令和 32（2050）年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする宣言をしました。

## 第2章 計画改定の趣旨

### (1) これまでの改定の経緯及び旧計画の概要

市では、環境配慮行動として平成18(2006)年4月に「魚沼市グリーン購入基本方針」を定め、環境物品等の調達に努めてきました。平成21(2009)年4月には「魚沼市環境基本条例」を制定しました。この条例の基本理念を実現するために「魚沼市環境基本計画」を平成21(2009)年3月に策定しました。

また、「魚沼市環境配慮実践プラン(魚沼市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))」(計画期間：第1次平成22~27年度、第2次平成28~令和2年度)を策定し、市役所の率先取組を掲げ温室効果ガス削減を進めてきました。

### (2) 温室効果ガスの排出状況

ここでは、直近の第2次計画の取組結果について、次のとおり整理します。

#### ■第2次計画における温室効果ガス排出量削減目標

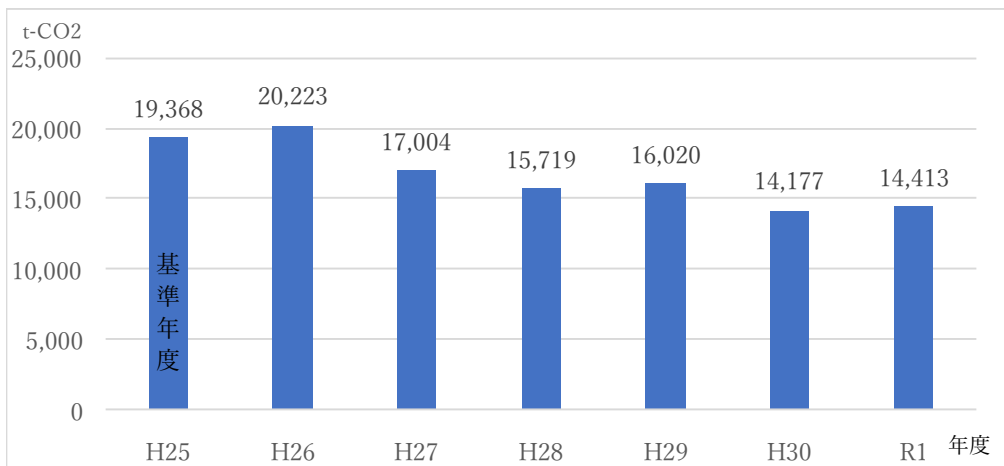
基準年度	平成25(2013)年度
計画の期間	平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間
削減目標	基準年度比9%

市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量とび基準年度からの削減率は、次の表及び図のとおりです

#### ■温室効果ガス排出量、基準年度からの削減率

年度	排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	H25からの削減率 (%)
H25	19,368	基準年度
H26	20,223	4.4
H27	17,004	12.2
H28	15,719	18.8
H29	16,020	17.3
H30	14,177	26.8
R元	14,413	25.6

#### ■温室効果ガス排出量の年間推移

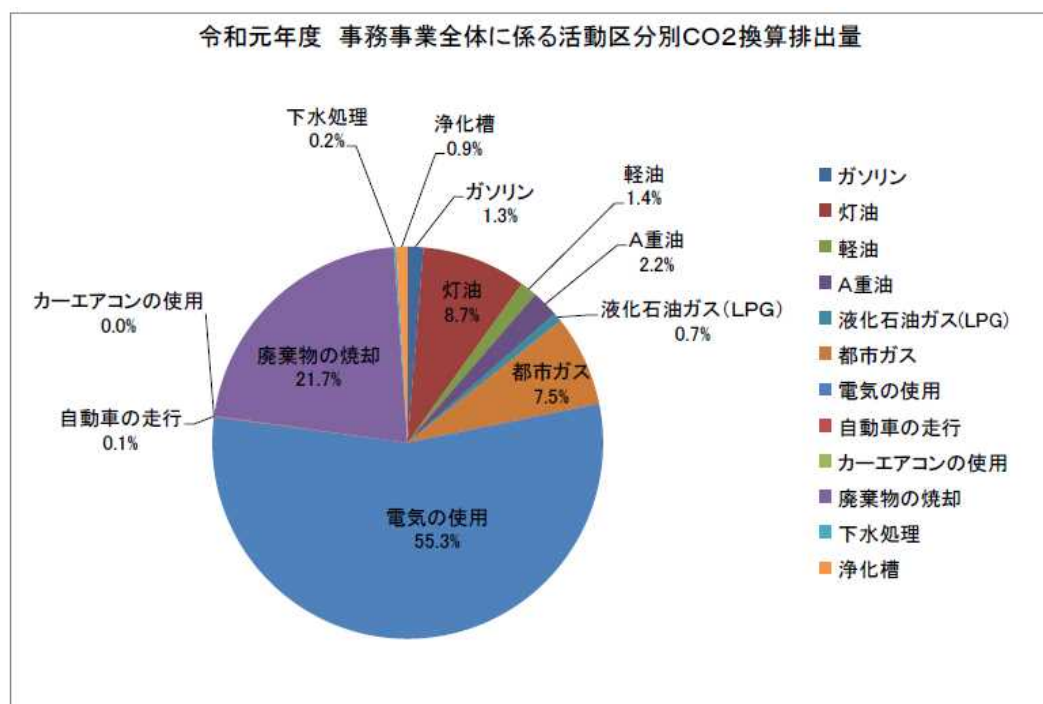


削減の目標値は、平成 25（2013）年度と比較して、令和 2（2020）年度までに 9%削減することとしていましたが、平成 26（2014）年度を除き目標を達成しています。この要因のひとつとして、不要照明の消灯や冷暖房温度の調整等で、職員一人一人の節電への意識の高まりと、暖冬少雪により暖房にかかる電力使用量が影響していると考えます。

令和元（2019）年度の市が行う事務事業の総排出量の内訳は次の表及び図のとおりです。

### 令和元年度 活動区分別CO2換算排出量・エネルギー使用量

活動の区分		単位	年間活動量	CO2換算 排出量(t)	エネルギー由来 CO2比率(%)	事務事業合計 比率(%)
燃料の使用	ガソリン	L	80,959	188	1.7%	1.3%
	灯油	L	501,016	1,248	11.2%	8.7%
	軽油	L	78,949	204	1.8%	1.4%
	A重油	L	117,500	318	2.9%	2.2%
	液化石油ガス(LPG)	kg	34,932	105	0.9%	0.7%
	都市ガス	m <sup>3</sup>	485,467	1,083	9.7%	7.5%
電気の使用		kWh	15,280,011	7,968	71.7%	55.3%
エネルギー由来合計				11,113	100.0%	77.1%
自動車の走行		km	1,254,233	10		0.1%
カーエアコンの使用		台	155	2		0.0%
廃棄物の焼却 (一般廃棄物)	湿潤量	湿t	16,200	298		21.7%
	(うち廃プラスチック乾重量)	乾t	1,022	2,826		
下水処理量(終末処理場)		m <sup>3</sup>	429,320	30		0.2%
浄化槽		人	6,215	134		0.9%
事務事業合計				14,413		100.0%



温室効果ガスを種別割合ごとに見ると、96.7%がCO<sub>2</sub>であり、その他のガス（CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O・HFC）の占める割合は非常に低くなっています。

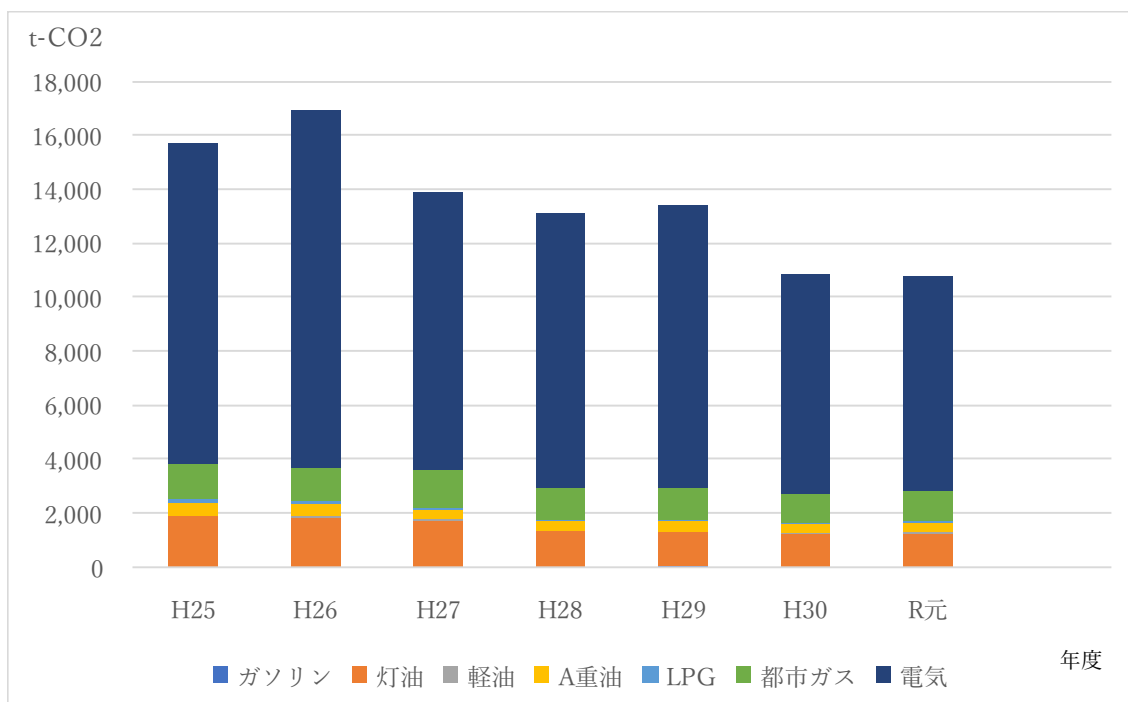
施設からの温室効果ガス排出量（燃料種別）の推移は、次の表及び図のとおりです。

(t-CO<sub>2</sub>)

年度	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	都市ガス	電気	合計
H25	1	1,866	1	497	157	1,295	11,915	15,732
H26	2	1,850	14	501	84	1,221	13,239	16,911
H27	3	1,731	15	386	58	1,385	10,299	13,877
H28	10	1,350	15	304	72	1,213	10,129	13,093
H29	18	1,257	15	392	100	1,166	10,431	13,379
H30	9	1,241	16	317	85	1,034	8,140	10,842
R元	8	1,248	52	318	105	1,083	7,967	10,781

施設からの排出量を燃料別にみると、基準年度に比べてガソリンと軽油以外は、おおむね減少傾向です。

令和元（2019）年度時点の排出量の構成比は、電気が74%、灯油が12%、都市ガスが10%となっています。



車両からの温室効果ガス排出量（燃料種別）の推移は、次の表及び図のとおりです。

(t-CO<sub>2</sub>)

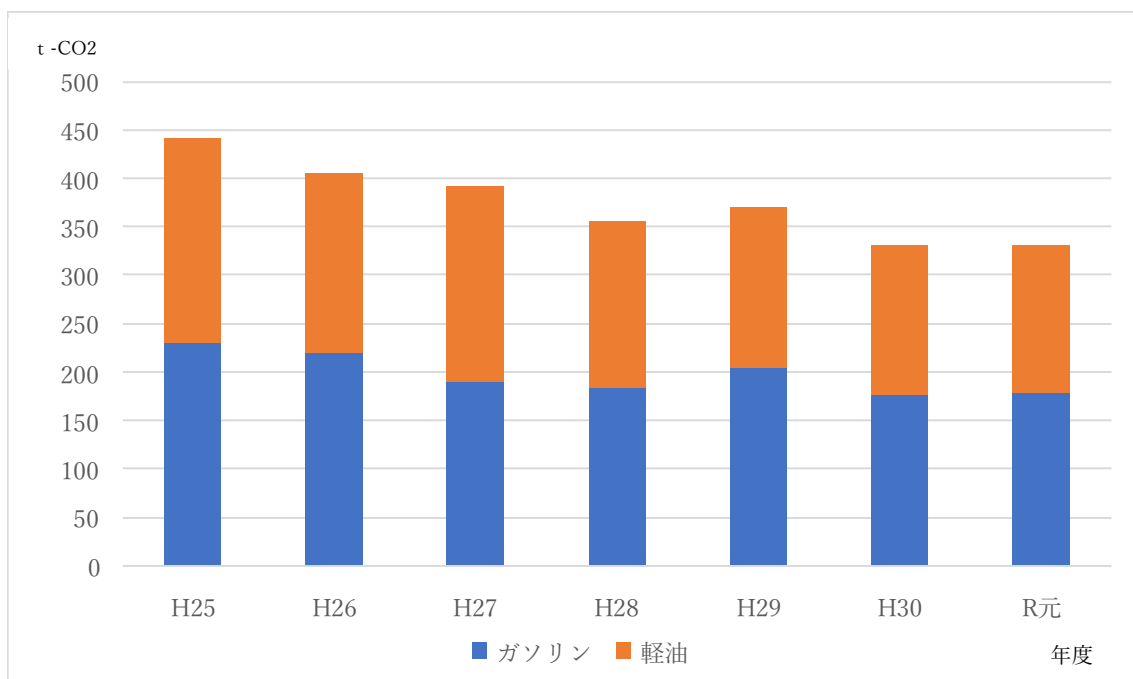
年度	ガソリン t-CO <sub>2</sub>	軽油 t-CO <sub>2</sub>	車両台数 台	走行キロ数 km	燃料消費量 L	平均燃費 km/L
H25	230	211	165	1,609,076	180,706	8.9



H26	220	185	181	1,497,105	166,202	9.0
H27	190	201	169	1,433,398	159,658	9.0
H28	184	171	152	1,270,816	145,955	8.7
H29	205	166	155	1,286,768	152,812	8.4
H30	177	154	155	1,235,915	135,939	9.1
R元	179	151	155	1,254,233	135,856	9.2

車両からの排出量は減少傾向にあり、令和元（2019）年度で平成 25 年度比 25%の減少となっています。この要因は、車両台数の減少によるものです。

令和元（2019）年度時点の排出量の構成比は、ガソリンが 54%、軽油が 46%となっています。



### (3) まとめ

エネルギー由来でみる活動の区分の割合は、電気の使用が約 72.0%を占めています。各小中学校の普通教室への冷房設備の導入や猛暑日の増加による冷房運転が増えることでエネルギー量の増加が予想されます。新計画においても、重点的に電気の使用の削減を行っていきます。

また、温室効果ガスの種別割合は、約 97.0%が CO<sub>2</sub> であり、その他のガス（CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O・HFC）は、市の事務事業において使用される自動車の走行やカーエアコンの使用、下水の処理等に伴い排出される排出量で、全体に占める割合は非常に低くなっています。引き続き CO<sub>2</sub> に絞った削減目標の設定と取組を行っていきます。

### 第3章 基本的事項

#### (1) 目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条第1項の規定に基づき、「地球温暖化対策計画」に即して、市町村等は「地方公共団体実行計画（事務事業編）」を策定することが義務付けられています。市は市内の一事業所として、地球温暖化防止のために自ら率先し、事務事業に伴い排出する温室効果ガスを抑制するために策定するものです。

#### (2) 対象とする範囲

本計画は、市が行う全ての組織・施設を対象とします。

なお、指定管理者制度により管理する施設についても含めるものとします。

ただし、外部委託を実施している組織・施設、防犯灯など、公共の福祉に支障を与えることが予測される施設については一部対象外とします。

施設分類	施設名称
市民文化系施設	小出郷図書館 他
社会教育系施設	宮柎二記念館 他
スポーツ・レクリエーション系施設	小出郷総合体育館 他
産業系施設	ふれあい交流センターこまみ 他
学校教育系施設	堀之内小学校 他
子育て支援施設	堀之内なかよし保育園 他
保健・福祉施設	湯之谷保健センター 他
行政系施設	本庁舎 他
公園	魚野川ふれあい公園 他
供給処理施設	エコプラント魚沼 他
その他	银山平格納庫 他
企業施設	ガス水道局庁舎 他
指定管理施設	小出郷文化会館 他

#### (3) 対象とする温室効果ガス

事務事業編において、「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、温対法施行令第3条第1項に基づく6種類のガスを対象としていますが、本計画では、温室効果ガスの総排出量を把握するにあたって、市における事務事業から排出される温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめ、次のとおり4種類を対象とします。

温室効果ガスの種類	排出に伴う主な活動例
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	燃料や電気の使用、一般廃棄物の焼却など
メタン（CH <sub>4</sub> ）	自動車の走行、廃棄物の焼却、下水処理など
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	自動車の走行、廃棄物の焼却など
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコン使用など

#### (4) 温室効果ガス排出量の算定方法

平成 29（2017）年 3 月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて温室効果ガス排出量を算定します。各温室効果ガスの排出量は、温対法施行令第 3 条第 1 項各号に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これらを合算することにより算定します。活動の区分ごとの排出量は、当該活動の量（エネルギー使用量等）に、排出係数を乗じて計算します。CO<sub>2</sub> 排出量を基準とした地球温暖化係数を各気体の排出量に乗じて CO<sub>2</sub> 排出量に換算します。

ただし、地球温暖化対策推進法施行令の改正により排出係数に変化が生じた場合は、その施行日以後に公表・算定するものについては、改正後の排出係数を用います。

#### (5) 計画期間（第 3 次）及び基準年度

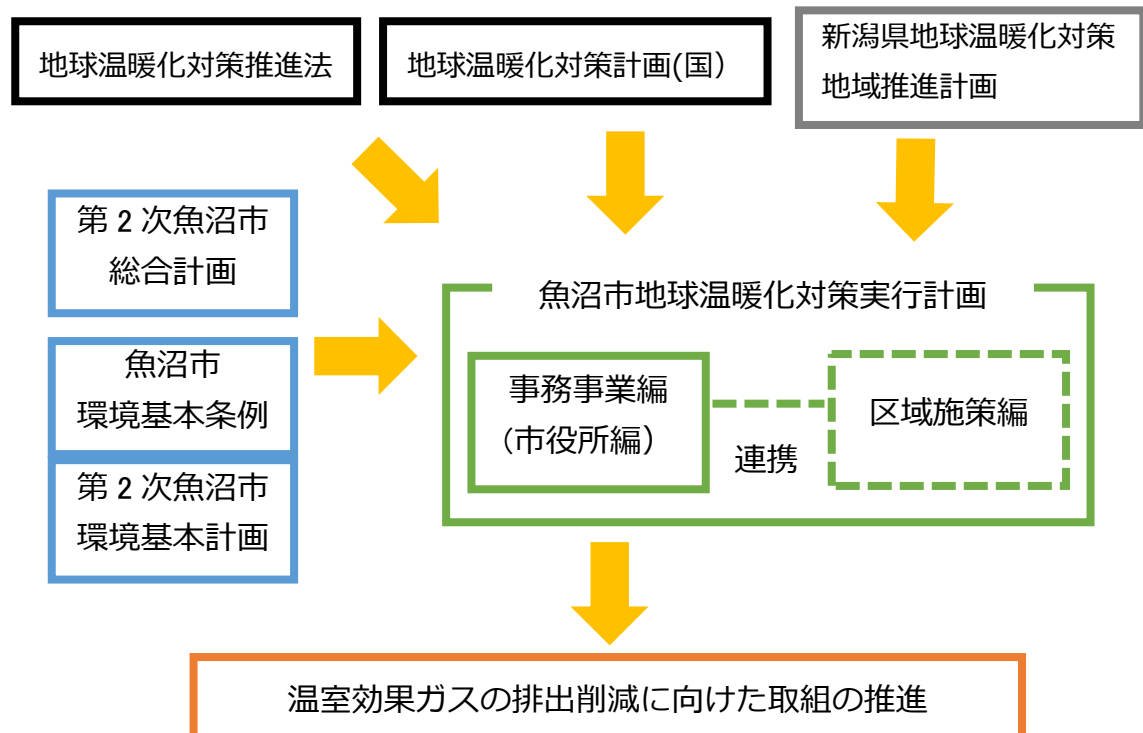
本計画の期間は、国の「地球温暖化対策計画」に即して平成 25（2013）年度を基準年度とし、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度（国の中期目標年度）までの 10 年間とします。

また、計画内容は、5 年後に見直しを行うことを基本としますが、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

#### (6) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、「魚沼市地球温暖化対策実行計画（事務事業編～第 2 次魚沼市環境配慮実践プラン～）」の後継計画であり、「魚沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との連動をはじめ、魚沼市環境基本条例や第 2 次魚沼市環境基本計画等の関連する様々な法令や計画との連携を図ります。

##### ■本計画の位置付け



## 第4章 温室効果ガスの排出削減目標

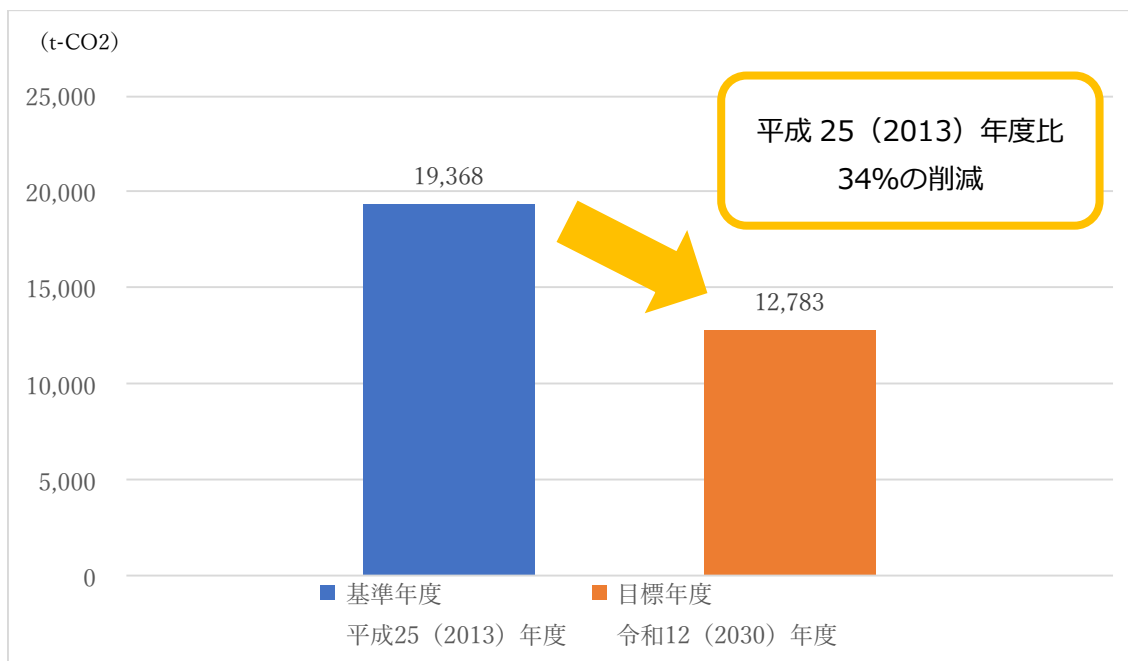
### (1) 温室効果ガスの削減目標

本計画では、平成25(2013)年度を基準に、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間で温室効果ガス総排出量を34%削減することを目標として、環境への負荷低減を図ります。

ただし、消雪施設の電気使用量は全体に占める割合が大きく、冬期間における積雪等により大きく左右されるため除きます。

#### ■温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (平成25(2013)年度)	目標年度 (令和12(2030)年度)
温室効果ガスの排出量	19,368t-CO <sub>2</sub>	12,783t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	34%



※削減目標は、「地球温暖化対策計画」の複数のガス別部門別の目標を組み合わせる手法により、令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量の削減率(平成25(2013)年度比)を参考に算定しています。

## 第5章 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

市は、様々な施策を実施する中で、事務事業を進めるとともに、公共施設等の管理を行っています。これらは、民間企業等と同じく、市内の経済活動の一端を担っており、一事業所あるいは一消費者としての性格を持つものです。全職員が高い意識をもって、日常の事務事業における省エネ行動を実践していきます。ノー残業デーの徹底、安全運転の実施など、日常の業務の改善や効率化は立派な省エネ行動です。

なお、実施にあたり、夜間窓口対応や会議の出席など、業務遂行上やむを得ない場合は柔軟な対応をお願いします。

目標を達成するため、以下の基本方針に基づき削減対策を推進していきます。

#### 1. エネルギー使用量の管理と削減

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づいたエネルギー使用量の管理と削減を図ります。

また、温室効果ガスの排出量内訳では、電気使用による割合が大きいため、電気の使用に重点を置きながら取組を推進します。

#### 2. 環境に配慮した契約・グリーン購入の推進

環境配慮契約法及びグリーン購入法に基づいた環境配慮契約とグリーン購入の推進を図ります。

#### 3. 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、分別の徹底により廃棄物のリサイクルを推進します。

#### 4. 職員が取り組む対策

### (2) 具体的な取組内容

#### 1. エネルギー使用量の管理と削減

①市（教育委員会除く）は、省エネ法により原油換算エネルギー使用量合計が年間1,500kL以上となる特定事業者としての指定を受けています。毎年度提出が義務付けられている定期報告書及び中長期計画書の計画に沿って、エネルギーの使用量管理を行い温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、規制を受けない施設であっても、同様にエネルギー使用量の管理による温室効果ガス排出量の削減を推進します。

#### ②電気使用量の削減

- ・冷房は室内温度 28℃、暖房は 20℃を目安に設定し、開庁日の 8 時 30 分から 17 時以内を稼働時間とします。なお、温度設定にあたっては、熱中症等の発症の危険性や心身への負が高まらないよう室内環境への配慮を行います。
- ・冷暖房時は、ロールスクリーン等の利用により、冷暖房効果を高めます。
- ・施設の運営上、支障のない照明の点灯はしません。
- ・使用しない電気設備や電気器具のコンセントは抜きます。
- ・施設へグリーンカーテンなどの壁面緑化を推進し、夏季の室温上昇を抑制します。
- ・その他、管理者の創意工夫によりエネルギー使用量の削減を図ります。

### ③再生可能エネルギー等に関する取組

- ・施設の大規模改修、新設の際には、太陽光発電やペレットボイラー等の再生可能エネルギー設備の導入を検討します。また、可能な限り屋根、外壁、窓などの断熱工事を設計仕様に盛り込むことを検討します。
- ・ごみ焼却施設を建て替える際は、環境省が提示する「廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル」等を参考として、発電、高効率な熱回収など、最新のエネルギー回収技術の導入を検討します。
- ・公共施設等で使用する電力の調達は、価格のみではなく、その電源が再生可能エネルギーによるものが大きいことや、温室効果ガス排出係数が小さい環境配慮型電力の調達を検討します。
- ・エネルギーを消費する器具や設備を更新する際は、省エネ型を選択します。特に、LED式照明器具については、魚沼市LED照明導入指針に基づき積極的に導入します。
- ・市には、温室効果ガス吸収源となる豊かな森林資源があることから、これらの適正な管理に努めるとともに、バイオマスとしての木材利活用の周知啓発を図ります。

### ④公用車の燃料使用及び管理

- ・公用車を計画的に管理し、利用の効率化及び抑制を図ります。
- ・公用車の更新や新規導入に際しては、低公害車を導入するものとし、電気自動車、燃料電池自動車などの次世代クリーンエネルギー自動車の導入を推進します。
- ・運転時に急加速や急減速などせず、エコドライブに努めます。
- ・駐停車の際は、アイドリングをやめて、確実にエンジンを切ります。
- ・近距離の移動で、支障がない場合は、徒歩での移動や自転車の利用を心がけます。

## 2. 環境に配慮した契約・グリーン購入の推進

- ・物品の購入の際は、「魚沼市グリーン購入基本方針」を遵守し、環境負荷が少ない物品の購入を行います。
- ・環境配慮契約法を踏まえ、委託や工事の発注に際しては環境負荷の低減に配慮した仕様による契約の締結に努めます。
- ・物品などの長期利用に努めます。
- ・製品を購入する際は、包装の簡素化を指示します。

## 3. 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

### ①分別の徹底による廃棄物の抑制

- ・施設ごとに分別コーナーを設置し、市が定める7種類11分別を徹底します。
- ・使い捨て製品など、使用後にごみになるものはできるだけ購入、使用しません。
- ・使用済み封筒やファイル類など再利用可能なものは再利用します。
- ・マイボトル・マイ箸・マイバッグの持参に積極的に取り組みます。

### ②イベントにおける環境配慮

- ・市が行うイベントは環境に配慮し、廃棄物をできるだけ発生させない運営を行います。
- ・発生した廃棄物はできるだけリサイクルが可能なように分別します。
- ・その他、環境負荷を極力抑えた運営形態を心がけます。

#### 4. 職員が取り組む対策

##### ①通勤におけるエコドライブの推進

- ・運転に際してはエコドライブを心がけます。
- ・通勤時は、公共交通機関、自転車、徒歩、相乗りによる「エコ通勤」を促進します。

##### ②事務室の節電

- ・昼休みは来庁者に不都合のない範囲で、事務室内を消灯します。
- ・昼休みは執務に支障のないパソコンの電源を切ります。
- ・退庁時は、パソコンなど電気製品のプラグをコンセントから抜いて待機電力の消費を抑制します。

##### ③クールビズ、ウォームビズの徹底

- ・夏季の軽装（クール・ビズ）、冬季の重ね着（ウォーム・ビズ）等、設定温度に対応した服装により冷暖房の使用を抑制します。

##### ④時間外勤務の削減、会議時間の短縮

- ・時間外勤務を抑制し、就業時間後の一斉退庁を心がけます。
- ・会議は2時間以内の終了を目標とし、照明・冷暖房設備の使用は必要最小限に止めます。
- ・Web会議システムの積極的な利用促進に努めます。

##### ⑤印刷物の削減と環境配慮

- ・用紙類の資源化に努めます。
- ・印刷物は、必要最低限の部数とします。
- ・不要となった印刷物を始めとする紙類の徹底的な資源を図り、燃やせるごみで排出しません。
- ・一度配付した資料や事前に送付した資料などの持参を徹底します。

## 第6章 進捗管理の仕組み

### (1) 推進体制

次の推進体制に基づき、計画を推進します。

主 体	役 割
環境配慮実践統括責任者 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出抑制</li> <li>・エネルギー使用量の削減方針・計画策定</li> <li>・計画の推進、評価、公表</li> </ul>
環境配慮実践推進事務局 (管財課、生活環境課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の運用や見直し</li> <li>・進捗状況の集計</li> <li>・管理等に関する事務</li> </ul>
環境配慮実践推進員 (各課・各施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の個別的、具体的な活動の推進・点検</li> <li>・エネルギー排出量のまとめ</li> </ul>
全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりが主体的に計画の個別的、具体的な活動の取組</li> </ul>

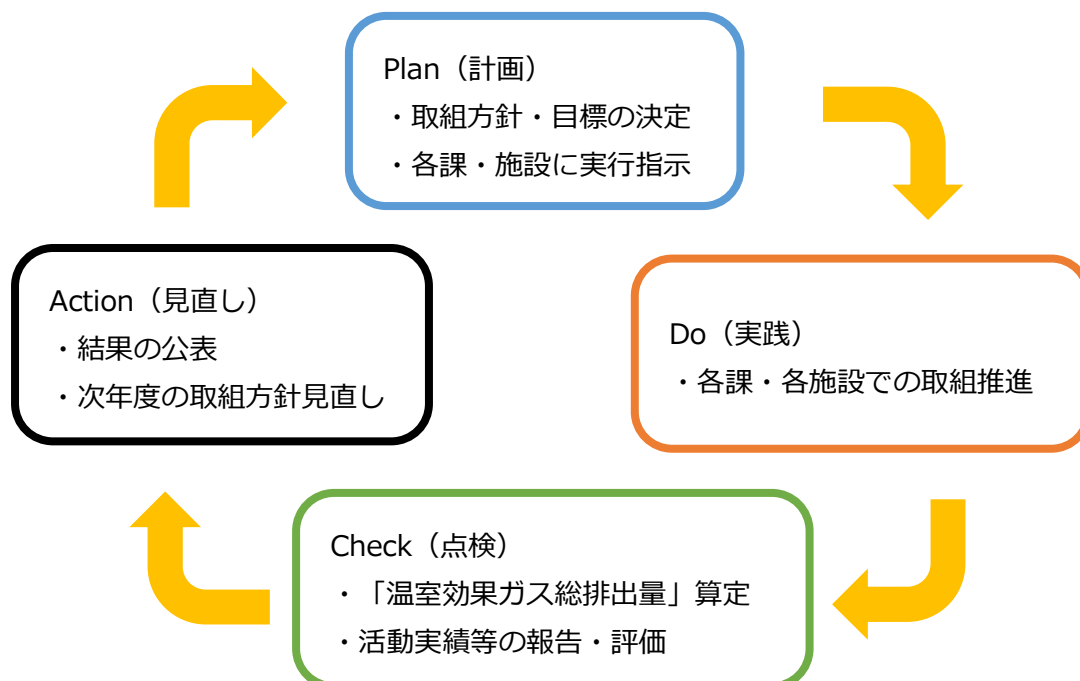
管理  
・  
推進

実践

### (2) 点検・評価・見直し体制

魚沼市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実践）→ Check（点検）→ Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います

■毎年のPDCAイメージ



### (3) 進捗状況の公表

魚沼市事務事業編の進捗状況は、市のホームページなどで毎年公表します。



## ■参考資料

### ○温室効果ガス排出量の算定式

温室効果ガス総排出量	物質別温室効果ガス排出量 × 地球温暖化係数
CO <sub>2</sub> 排出量（電気使用）	活動区分別排出量 × 電気事業者別排出係数
CO <sub>2</sub> 排出量（電気使用以外）	活動区分別排出量 × 炭素排出係数 × 44/12
その他の温室効果ガス排出量	活動区分別排出量 × 排出係数

※CO<sub>2</sub> 排出量（電気使用以外）は、排出係数が炭素換算値として与えられているため、44/12 を乗じ、CO<sub>2</sub> 換算値への補正を行います。

### 【参考】温室効果ガスの地球温暖化係数

項目	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	メタン (CH <sub>4</sub> )	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	ハイドロフルオ ロカーボン (HFC)
地球温暖化係数	1	25	298	1,430

### ○排出係数一覧

温室効果ガス算定に使用した排出係数は、以下のとおりです。

#### 1) エネルギー起源二酸化炭素

対象ガス	排出要因		排出係数	排出係数の単位
CO <sub>2</sub>	燃料の使用	ガソリン	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /L
		灯油	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /L
		軽油	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /L
		A重油	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /L
		液化石油ガス（LPガス）	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
		都市ガス	2.23	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
	電気の使用		※	kg-CO <sub>2</sub> /Kwh

※電気使用量の排出係数については、電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）を用います。

#### 2) 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

対象ガス	排出要因		排出係数	単位
CO <sub>2</sub>	廃プラスチックの焼却（一般廃棄物）		2,765	kg-CO <sub>2</sub> /t
	廃プラスチックの焼却（産業廃棄物）		2,556	
CH <sub>4</sub>	自動車の走行 (ガソリン由来)	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000010	kg-CH <sub>4</sub> /km
		軽乗用車	0.000010	kg-CH <sub>4</sub> /km
		普通貨物車	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km

		小型貨物車	0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km	
		軽貨物車	0.000011	kg-CH <sub>4</sub> /km	
		特種用途車	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	
		乗合	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	
	自動車の走行 (軽油由来)		普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.0000020	kg-CH <sub>4</sub> /km
			普通貨物車	0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km
			小型貨物車	0.0000076	kg-CH <sub>4</sub> /km
			特種用途車	0.000013	kg-CH <sub>4</sub> /km
			乗合	0.000017	kg-CH <sub>4</sub> /km
	自動車の走行 (天然ガス由来)	軽貨物車	0.000093	kg-CH <sub>4</sub> /km	
	一般廃棄物の焼却 (准連続燃料式焼却施設)		0.077	kg-CH <sub>4</sub> /t	
	産業廃棄物の焼却 (汚泥)		0.0097	kg-CH <sub>4</sub> /t	
	下水等の処理	終末処理場	0.00088	kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	
浄化槽		0.59	kg-CH <sub>4</sub> /人		
N <sub>2</sub> O	自動車の走行 (ガソリン由来)	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000029	kg-N <sub>2</sub> O/km	
		軽乗用車	0.000022	kg-N <sub>2</sub> O/km	
		普通貨物車	0.000039	kg-N <sub>2</sub> O/km	
		小型貨物車	0.000026	kg-N <sub>2</sub> O/km	
		軽貨物車	0.000022	kg-N <sub>2</sub> O/km	
		特種用途車	0.000035	kg-N <sub>2</sub> O/km	
		乗合	0.000041	kg-N <sub>2</sub> O/km	
	自動車の走行 (軽油由来)		普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000007	kg-N <sub>2</sub> O/km
			普通貨物車	0.000014	kg-N <sub>2</sub> O/km
			小型貨物車	0.000009	kg-N <sub>2</sub> O/km
			特種用途車	0.000025	kg-N <sub>2</sub> O/km
			乗合	0.000025	kg-N <sub>2</sub> O/km
	自動車の走行 (天然ガス由来)	小型貨物車	0.000013	kg-N <sub>2</sub> O/km	
	一般廃棄物の焼却 (准連続燃焼式焼却施設)		0.0539	kg-N <sub>2</sub> O/t	
	産業廃棄物の焼却 (下水道汚泥)		1.09	kg-N <sub>2</sub> O/t	
	産業廃棄物の焼却 (汚泥)		0.45	kg-N <sub>2</sub> O/t	
	産業廃棄物の焼却 (紙くず、木くず)		0.010	kg-N <sub>2</sub> O/t	
	下水等の処理	終末処理場	0.00016	kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>	
		浄化槽	0.02300	kg-N <sub>2</sub> O/人	
	HFC	自動車用エアコンディショナー	0.01000	kg-HFC/台/年	

## 魚沼市LED照明導入指針（平成24年11月22日策定）

### 1 目的

この指針は、「魚沼市環境配慮実践プラン（魚沼市地球温暖化防止実行計画（事務事業版）」（平成22年3月）及び「魚沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成24年3月）に基づいて、公共の用に供する施設におけるLED照明普及のための施策に関する基本事項を定め、LED照明の普及を図ることにより温室効果ガスの排出量を低減し、地球温暖化対策に貢献することを目的とする。

### 2 用語の定義

この方針で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「LED照明」とは、発光ダイオード（LED（Light Emitting Diodeの略））を使用した照明器具をいう。
- (2)「公共の用に供する施設」には、自治会や団体等が管理している防犯灯や商店街街路灯、アーケード照明、道路照明、屋外広告物照明等を含む。

### 3 推進方針

#### (1)公共施設における率先導入

市は、公共施設における照明設備に、率先してLED照明を導入するものとする。

##### ① 新築、建て替えを予定する施設

原則として、全ての照明をLED照明とする。

##### ② 改修、修繕、更新を予定する施設

安定器及び器具の交換が必要な場合は、原則としてLED照明に更新する。

##### ③ その他の施設

LED照明の導入について、特定財源を活用できる施設や、効果が極めて大きいと認められる施設については、LED照明を導入する。

##### ④ 導入にあたっての留意事項

ア 施設の維持管理計画や費用対効果、温室効果ガスの排出抑制効果等を十分検討したうえで、可能な限り照明のLED化を図ることとする。

イ ①、②の施設について、施設内全ての照明にLED照明の導入が困難と判断される場合は、次のいずれかに該当する設備を優先してLED照明を設置することとする。

- ・点灯時間が長いなど、消費電力量のより大きな照明設備
- ・高所にあるなど、交換が困難な照明設備

ウ LED照明設備について、電磁波対策がなされていること、補償期間・内容、維持管理手法等を十分確認すること。

エ 製品の今後の規格化の動向による技術的適合性や安定供給の可否等を見きわめたうえで、導入を判断するものとする。

#### (2)その他施設における普及

公共施設以外の公共の用に供する照明設備については、管理者はLED照明の導入、更新に努めるものとする。

市は、LED照明の普及を促進するために、支援の実施と支援制度の拡充を図るものとする。

### (3)啓発活動

市はLED照明の普及を推進するために啓発を行うものとする。

## 4 その他

本方針は、社会経済情勢の変化、照明技術の革新等にあわせて柔軟に見直しを図るものとする。

## 5 運用開始日

この指針は、平成25年4月1日から運用する。

## 魚沼市グリーン購入基本方針（平成18年4月1日策定）

### 1. 趣 旨

地球温暖化や廃棄物問題などの環境問題を解決し、循環型社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会システムを見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変革していくことが不可欠である。

平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、地方公共団体もグリーン購入の推進に努めることが求められていることから、魚沼市においても環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）について検討されてきた。市の事務・事業等におけるグリーン購入を一層推進するため、平成18年4月より「魚沼市グリーン購入基本方針」を定める。

### 2. 基本的な考え方

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

(1)購入する前に必要性を十分に考える。

(2)資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。

- ・ 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
- ・ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ・ 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
- ・ 長期間の使用ができること。
- ・ 再使用が可能であること。
- ・ リサイクルが可能であること。
- ・ 再生材料や再使用部品を用いていること。
- ・ 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

(3)環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入すること。

- ・ 組織的に環境改善に取り組む仕組みがあること。
- ・ 資源、省エネルギー、化学物質等の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減などに取り組んでいること。
- ・ 環境情報を積極的に公開していること。

(4)製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する。

### 3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての所属・機関が行う物品等の調達とする。

### 4. 調達品目等

魚沼市において重点的に調達を進める環境物品等（以下「調達品目」という。）の判断の基準は、毎年、環境省より定められている環境物品等の調達の推進に関する基本方針の品目及び判断の基準等により定められるものとする。

### 5. グリーン購入の推進

#### (1) 推進体制

調達方針に従い、魚沼市全庁体制で取り組み、課長会議等でグリーン購入の周知・徹底を図る。また、可能な限り市民・事業者に対しても積極的な普及・啓発に努める。

#### (2) 基本方針・調達方針の見直し

グリーン購入に係る社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。

## 魚沼市グリーン購入調達方針（平成18年4月1日策定）

「魚沼市グリーン購入基本方針」に基づき、グリーン購入の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

#### I. 調達方針

消耗品費で対応が可能な「紙類」「文具類」「制服・作業服」「作業手袋」については、可能な限りグリーン購入該当商品を購入するように努める。また、全ての調達品目及び判断基準等については、毎年、環境省より定められている環境物品等の調達の推進に関する基本方針の品目及び判断の基準等に準じるものとする。

#### II. 重点調達品目

##### ○紙類

調 達 品 目	
各種用紙	コピー用紙、フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター、ジアゾ感光紙
印刷用紙	印刷用紙（カラーを含む）
衛生用紙	トイレトペーパー、ティッシュペーパー

##### ○文具類

調 達 品 目	
筆記用具	シャープペンシル、シャープペンシル替芯（容器）、ボールペン、 マーキングペン、鉛筆
印章・スタンプ台	スタンプ台、朱肉、印章セット、ゴム印（含回転）
絵画用品等	絵筆、絵の具、墨汁
ファイル・ バインダー類	ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース

ノート・紙製品	事務用紙（紙製、含窓開）、けい紙、起案用紙、ノート、タックラベル、インデックス、パンチラベル、付箋紙
一般事務用品	定規、トレー、消しゴム、ステープラー、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、修正テープ、修正液、のり（液、固形、テープ）、クラフトテープ、粘着テープ（布・両面）、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉、バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OA クリーナー、ダストブロワー、レターケース、メディアケース（CD等）、マウスパッド、OA フィルター、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、ディスクマット、OHP フィルム
その他	付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレイザー、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用、衣服取付型）

○制服・作業服

調 達 品 目
制服・作業服等

○作業手袋

調 達 品 目
作業手袋等

### 魚沼市ごみの分別区分（7種11分別）

できることから始め、継続、拡大していきましょう！！					
区分		出し方	回収方法	主なごみ	注意事項
1	燃やせるごみ	指定袋 (自己搬入は指定袋に入れなくても可)	市収集 自家搬入	生ごみ、ゴム製品 草、葉 リサイクルできない紙類 プラスチック製品 発砲スチロール	「燃やせるごみ」に缶、ビンなど燃やせないごみを入れない。 生ごみは水分を良く切ってから出す。 ふとんやシーツなどは大型ごみで出す。
2	燃やせないごみ <u>1辺が15cm未満</u>	指定袋 (自己搬入は指定袋に入れなくても可)	市収集 自家搬入	アルミ缶、スチール缶 ガラスビン 食器(リサイクルできない物)	「燃やせないごみ」に針金、コード、なべ、フライパンなど大型ごみを入れない。 缶などは中身を抜いて出す。 スプレー缶は中身を出して、ガスを抜いて穴を開けてから出す。
3	容器包装 ペットボトル	指定袋	市収集 自家搬入	 マークのついた ペットボトル	キャップは必ずはずす。 中身を出して、汚れを落としてから出す。 ラベルは必ずはがす。
4	白トレイ	指定袋	市収集 自家搬入	白トレイ	汚れを落としてから出す。 色つきのトレイ、発砲スチロールは「白トレイ」に入れない。
5	その他のプラスチック容器類	指定袋	市収集 自家搬入	 マークのついたコン ビニ等の弁当の 容器 ペットボトルのふた レジ袋 色つきトレイ	汚れを落としてから出す。 左記の「リサイクルマーク」がっていないプラスチック容器は「燃やせるごみ」で出す。
6	段ボール ・ 米袋	紐束ね	市収集 自家搬入	段ボール 米袋	テープや止め金具はついたままでも可。紙箱や厚紙は「その他の紙類」で出す。
7	古紙類	紐束ね	市収集 自家搬入	新聞紙 折り込みチラシ	新聞紙と折り込みチラシは一緒に束ねても可。 新聞袋、紙袋に入れて出さない。
8	その他紙類	紐束ね	市収集 自家搬入	飲料用バック 紙箱 紙袋 包装紙 裁断された紙 名刺 封筒 教科書 ノート コピー用紙など	ホチキス針は取らなくても可。 汚れている紙、感熱紙、ノーカーボン紙、防水加工紙などは「燃やせるごみ」に出す。 窓開き封筒やティッシュ箱取り出し口のビニールはとらなくても可。
9	大型ごみ	指定袋 処理券 (自己搬入は指定袋、処理券は必要なし)	市収集 自家搬入	直径15cmを超える燃やせないごみ 針金 コード なべ やかん フライパン タンス ベッド たたみ パソコン	廃家電（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、洗濯乾燥機、エアコン）はエコプラント魚沼で処理できませんので家電取扱店又はリサイクル処理代行業者へお問い合わせください。
10	古着	紐束ね	自家搬入 (指定日のみ)	Tシャツ Yシャツ 下着 セーター ズボン スカート コート 皮ジャン シーツ 毛布 カバン他	濡れていたりカビの生えている物は回収できません。 多少のキズ、シミ、ボタン取れの物は回収しますが、明らかにリサイクルできないような物は回収できません。
11	食器	段ボール詰め	自家搬入 (指定日のみ)	皿 碗 どんぶり 湯飲み コップ グラス 急須 とっくり 杯 絵柄のついたプラスチック製の食器	割れ、欠け、ひびが入っている食器、自作の食器、なべ、フライパンなどの調理器具、絵柄のない無地のプラスチック製の食器 スプーン フォーク 箸 包丁などは回収できません。
	処理困難物	—	回収 できません	廃家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン） 消火器 耐火金庫 ピアノ 自動車 バイク タイヤ 建築廃材など	エコプラント魚沼で処理できない物は、購入先、取扱店等に処理を依頼してください。パソコンは各メーカーでも回収しますので、メーカーにお問い合わせください。ディスプレイは不可。

※この分別区分、出し方は家庭系一般廃棄が対象です。

魚沼市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（市役所編）

～第3次魚沼市役所環境配慮実践プラン～

令和3年3月

---

発行 魚沼市  
編集 市民福祉部生活環境課  
〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地  
TEL : 025-792-9766 FAX : 025-793-1016  
E-mail : kankyo@city.uonuma.lg.jp